

陳 情 文 書 表

受付番号	第11号
受付年月日	令和3年6月17日
件名	まち協が、教育委員会の「目的外使用許可」を得た学校施設を、雇用事務員の勤務場所として雇用契約を結び、「ふるさと地域交付金」の交付を受けています。この勤務場所は、まち協の管理下になるため、教育委員会の管理権を侵害することになり、不法となります。これは、「使用」ではありません。「まち協の仕事場」です。よって、二元代表制にもとづき、議会が、「行政に是正を求める」ことを陳情します。
陳情者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要旨	<p><陳情の要旨></p> <p>別添添付文書として、令和ア3年2月22日陳情第7号の音声記録、議事録を分析した意見書を提示します。（「担当課の回答が陳情の回答になっていない、常任委員会の審議が陳情の審議になっていない」）を、具体的に、論点その①、②、③にて詳しく指摘します。法的、論理的な反論を担当課、常任委員会から文書でいただきたい。）</p> <p>論点その①に関する反論（別添意見書にて提示）</p> <p>①今回のこのケースの場合は、特に使用許可した範囲に対して反していないというふうに判断をいたします。</p> <p>論点その②に関する反論（別添意見書にて提示）</p> <p>②弁護士のほうに相談をかけて目的外使用の許可を受けた場所を記載しても、雇用契約書に記載してもよいのかという質問をしております。それに対しましては、そもそも管理権、所有権がなければ雇用契約に勤務場所として記載できないということはない、という見解を得ております。</p> <p>論点その③に関する反論</p> <p>③教育委員会に中身の説明はいいので、見解だけを聞きました。聞いたら、法には触れていないと、確信を持って言われましたので、議会としてもそれ以上のことはないと思います。</p> <p><陳情事項></p> <p>陳情により、回答を求める下記①～⑤の事項の回答内容を文書でいただきたい。</p> <p>①いつ</p> <p>②教育委員会の誰が、どんな手段で、学校の施設において、「目的外使用の許可を受けた場所を、雇用契約書に記載してもよいのか」と聞いたら、</p> <p>③弁護士の誰が、どんな手段で、「そもそも管理権、所有権がなければ雇用契約に勤務場所として記載できないということはない」と回答したのかがわかる内容を、法を示し、論を示して、「文書」でいただきたい。</p> <p>④次の事例の「可、否」を文書で回答下さい。</p> <p>(1)三田市長室の件は可能ですか。</p> <p>(2)武庫が丘コミセンの件は可能ですか。</p> <p>(3)顧問弁護士の事務所の件は可能ですか。</p> <p>⑤結果として、今回の事例で、①まち協の雇用契約記載の勤務場所の現時点の管理権者は「誰か」を明示していただきたい。あわせて、②三田市の職員の勤務場所が、三田市長の管理下かどうかを明示し、まち協の事例と整合していることを示していただきたい。</p>
付託委員会	福祉教育常任委員会